

平成23年度第14回経営戦略会議 会議結果の概要

- 開催日時 平成24年1月24日(火)午後1時30分～午後4時12分
- 開催場所 本庁東庁舎4-2会議室
- 出席者 市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、産業観光部長、都市整備部長、健康福祉部長、上下水道部長、教育部長、病院事務部長・二見総合支所長・小俣総合支所長・御園総合支所長
- 審議事項
 - 1「ふるさと未来づくり」の今後の方向性について(再協議) <環境生活部>
 - 2「はなてらす(花照)ちゃん」のイメージキャラクターとしての活用について <産業観光部>
 - 3 乳幼児医療費の助成対象拡大(伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の改正)について <健康福祉部>
 - 4 市役所本庁舎(本館)の改修について <総務部>
 - 5 今後の総合計画(基本構想及び基本計画)の策定について <情報戦略局>

審議事項

1 「ふるさと未来づくり」の今後の方向性について(再協議) <環境生活部>

概要

ふるさと未来づくりの今後の方向性を示すため、地区総括者や地区担当職員班長の意見を踏まえ作成された、二つの案について審議を行った。

<第1案>

- ①目標年度を平成25年度から平成27年度実施に変更
- ②平成23年度～平成26年度間に設立される地区は、現在のふるさとみらいづくり補助金制度を適用し、平成27年度から新たな制度に移行する。
- ③現在地区へ提示している新たな財政支援制度は、平成27年度～平成31年度まで実施することとする。
- ④平成27年度に設立がなされていない地区については、設立を促すため自治会助成の「振興助成金」「元気なまちづくり協働事業補助金」を3年間(平成27年度～29年度)で削減する。
- ⑤平成32年度以降は、社会経済情勢の変化によって、地区みらい会議と協議し資金の見直しを行う。

<第2案>

- ①目標年度を2年延長。
- ②現在地域へ提示している財政支援制度を平成27年度から導入する。
- ③正式な地区みらい会議の設立が難しい地区へ配慮し、移行準備として、最低限地区内全自治会のまとまりでの仮組織の設立を進める。

〔進め方〕

学区単位で行う具体的な実施事業を市が示し、事務局も設けない緩やかな地区内自治会のまとまりで事業を実施。各自治会間の連携を深めながら、正式な地区みらい会議設立に向け、活動する。

なお、平成25年度以降、目標設定期限（平成27年度）までに、地区みらい会議が立ち上がっていない各地区で、必置とする。

【結論】 第2案を採用する。

目標年度を平成25年度から平成27年度に変更し、仮組織の設立を認めながら、平成27年度までに、各地区に地区みらい会議の設立を目指す。

《主な意見・補足等》

- ・案①における、補助金削減は、制度を立ち上げた経緯を勘案すると、問題が大きい。
- ・「ふるさと未来づくり」が目指すものは、補完性の原理に基づき、行政と地域が守備範囲を決めた上で、地域課題を解決することである。このことを目的とすると、全ての地域において、地区みらい会議を設立できない場合、現制度の考え方と相違することとなる。
- ・設立した地区及び準備を進めている地区については、現制度に基づき、活動が進められている、あるいは、進められようとしている。これらの地区とそれ以外の地区を、同じ制度の中で、捉えることは難しい。本来なら、案①が市のスタンスであるべきだが、現実的でない。どれだけ多くの地区を作っていくか、ということの主眼に、案②で進めるほうが良い。
- ・組織の形は、それぞれの実情に応じて、違いがあっても仕方がないが、自治会以外のメンバーを加えていくことが大切である。
- ・役所の自己満足ではいけない。市民が望んでいる制度が必要である。それぞれの地区において、事情の違いはあるものの、市民がやっていけると思える組織形態が必要である。
- ・仮組織を認めるものの、あくまでも、ふるさと未来づくりの組織に繋げるための手段であることから、期限を設け、速やかに地区みらい会議へ移行

することを条件に認めるべきである。

- ・ 仮組織の形態で、進めていくことも認めるべきである。
- ・ ふるさと未来づくりを条例で位置づける以上、組織が設立されていない地区があることは、想定できない。手段を考え、期限を再設定する必要がある。
- ・ 期限を延ばしても、地域の理解は得られない。
- ・ 設立地区が半数を超えれば、一気に進むことも考えられる。地区みらい会議の設立意義を伝えていきたい。
- ・ 小中学校の適正配置を進める中で、跡地活用についての課題が生じる。これらの課題を解決するために、ふるさと未来づくりの組織が大きな役割を担うことになればと考えている。
- ・ 既に組織を設立した地区の方々から、「自分たちの活動を担保するために、自治基本条例の制定をしてほしい」という声をいただいている。
- ・ 自治基本条例の制定については、地域自治の推進だけを目的に制定するものではなく、自治全体に関わる条例である。ふるさと未来づくりの活動を担保することが目的で条例を制定するならば、「ふるさと未来づくり」に特化した条例であって良い。
- ・ 実効性のある部分から進めていくという視点で、仮組織を設けることは良い。仮組織を設置できる方向性については、早く地区に伝え、平成24年度にはスタートすべきである。
- ・ 庁内の推進体制を再検討すべきである。部課長だけでは限界があり、動ける職員がキーとなる。地区からは、役職付けの人が必要という声が強いが、部課長と一般職員との役割分担を行えば良い。また、支所長の役割も大きいと思われる。

資料 ・付議事項書

2 「はなてらす(花照)ちゃん」のイメージキャラクターとしての 活用について

<産業観光部>

概要

伊勢市の緑化キャラクター「花照（はなてらす）ちゃん」の使用範囲を拡大し、伊勢市のPR・もてなしに活用するため、伊勢市のイメージキャラクターとして位置づけることについて、審議を行った。主な活用内容については、以下のとおりである。

- ・「伊勢市を盛り上げたい」という目的を持つ事業を応援し、その団体から申し出があった場合には、「はなてらすちゃん」が活用できるシステムを構築する。
- ・事務局が「はなてらすちゃん」の着ぐるみでイベントに参加するには、回数、時間ともに限度があるため、公益性の高い民間のイベントでも「はなてらすちゃん」が参加できるよう、着ぐるみの貸し出しを行う。

【結論】 継続協議とする。

《主な意見・補足等》

- ・市民の意見としては、どうなのか？
⇒本件については、市民の方から出された声を踏まえたものであり、伊勢市まちづくり市民会議の産業分科会の会員の方々においても、議論していただいた。
- ・「はなてらすちゃん」というキャラクターは、政教分離に抵触しないか？
弁護士相談等は、行ったか？
⇒弁護士相談は行っていない。
- ・イベントキャラクターであれば、許容範囲であるが、伊勢市のキャラクターとするならば、許容範囲を超えてしまう。
- ・作者との権利関係は大丈夫なのか？
⇒その点については、整理済みである。作者の方も、伊勢のまちを花いっぱいでもらいたいという思いをお持ちである。
- ・「ブーギー」と「エルカ」の位置づけは？
⇒民間団体の方々で作ったキャラクターであり、伊勢市のキャラクターではない。

資料 ・付議事項書

3 乳幼児医療費の助成対象拡大(伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の改正)について ＜健康福祉部＞

概要

三重県において、平成24年9月より乳幼児医療費の補助対象を、通院・入院とも小学校卒業までに拡大する予定であることから、本市においても、新たに小学生の通院医療費を助成対象とする。県の補助率は1／2である。

また、中学生については、市単独事業として入院医療費の助成を行うこととする。以上のことについて、審議を行った。

新制度の内容については、以下のとおりである。

- (1) 小学生の通院医療費助成見込額 (年間)
 - 扶助費 133,707千円
 - 役務費 18,746千円
- (2) 中学生の入院医療費助成見込額 (年間)
 - 扶助費 1,991千円
- (3) 施行日：平成24年9月1日 (予定)
- (4) 名称：「こども医療費」に改正する。

【結論】 本市においても、新たに小学生の通院医療費を助成対象とする。また、市単独事業として、中学生の入院医療費の助成を行う。

《主な意見・補足等》

・他市町の状況は？

⇒拡充の方向で考える自治体が多いと聞いている。

資料 ・付議事項書

4 市役所本庁舎(本館)の改修について<総務部>

概要

市役所本庁舎(本館)の改修するにあたり、範囲及び内容等の方向性(①今後20年以上使用していくための大規模改修、②耐震工事補強、浸水対策だけの小規模補修)について、審議を行った。内容については、以下のとおりである。

第1案

今後20年以上使用していくための大規模改修(約15億円)

(1) 工事内容

①耐震補強工事

補強設計・K型ブレース・階段側壁補強・本館天井補強・外部足場…等

②浸水対策工事

非常用発電機設置・エネルギー棟新築・文書保存庫増設・飲料水圧送付ポンプ設置・公用車立体駐車場建設…等

③その他改修

冷暖房機取付・窓サッシ・事務室床改修・廊下床改修・蛍光灯取替え・太陽光発電新設…等

④仮設・撤去工事

仮事務所建設・仮事務所移転・既設設備等の撤去費

(2) 工期

合併特例債の期限である、平成27年3月31日までに完成しなければならないため、工事着工時(平成24年度)から3年計画で進めていく。

(3) メリット

工事を実施することで、今後数十年間、問題なく利用できる。

(4) デメリット

日常業務をしながらの工事であり、耐震工事、改修工事が複雑に絡みあうことから、工程管理が重要となる。本館内での事務スペースの移動、一部部署の仮事務所への移転など、市民、職員への負担多くなる。

第2案

耐震工事補強、浸水対策だけの小規模改修(約7億円)

(1) 工事内容

①耐震補強工事

補強設計・K型ブレース・階段側壁補強…等

②浸水対策工事

非常用発電機設置・エネルギー棟新築・飲料水圧送付ポンプ設置…等

③その他改修

据置き型空調機増設・蛍光灯取替え・太陽光発電新設・・・等

④仮設・撤去工事

既設設備等の撤去費

(2) 工期

約1年で完成。

(3) メリット

事務所移転の必要が生じない（市民・職員への負担が小さい）。工期が短く済む。

(4) デメリット

将来、別途、改修工事が必要となる。

【結論】 今後、議会と相談しながら、改修内容については決定していくこととする。ただし、安全・安心を確保する上において、最低限必要な工事にかかる予算については、平成24年度当初予算要求とする。

《主な意見・補足等》

- ・ 合併特例債を活用した場合における、市の実質負担はどの程度か？
⇒ 充当率が95%であるので、5%が一般財源となる。また、交付税措置等を勘案すると、約33.5%が実質負担となる。
- ・ エネルギー棟に、コージェネレーションシステムを導入する発想はあるか？
⇒ 今は、考えていない。
- ・ 負担額を小さくしたいと思うが、将来的にも何度も改修をすることはできない。議会と相談しながら、将来を見越し、耐震補強工事を行うタイミングで、実施できることは、実施していくべき。
- ・ 冷暖房機の入替え等により、どの程度の省エネ及び経費の減に繋がると見込めるのか？
⇒ 計算はしていない。

資料 ・付議事項書

5 今後の総合計画(基本構想及び基本計画)の策定について ＜情報戦略局＞

概要

平成 23 年 8 月の地方自治法の改正により、市における基本構想の策定義務が廃止されるという背景がある中で、現在の総合計画（みんなのまちの計画）の計画期間が平成 24 年度末となっている。基本構想の策定義務が廃止され、市町村の自主性を発揮できる状況において、総合的かつ計画的に行政運営を進めるために、今後の総合計画（基本構想及び基本計画）のあり方について、情報共有及び審議を行った。

基本的な方針案は、以下のとおりである。

- ①現在の形態の総合計画は更新しない。
- ②計画の策定については、市長の任期にあわせ、市長の目指す「伊勢のまちの将来像」「まちづくりの理念」また、その将来像を目指すための政策（施策・事業）を盛り込んだ計画を策定する、という方針で良いか。
- ③次期計画策定までの間については、「新市建設計画の基本構想」を基本構想とし、「やさしさプラン」を基本計画とする、という方針で良いか。

【結論】 継続協議とする。

《主な意見・補足等》

- ・ 今後策定する総合計画について、従来どおり、議決を必要とするのか？ 必要とするなら、どのような手順が考えられるのか？
⇒議決事件とするかどうか、それぞれの市町において、判断をすることとなる。議決を必要とするかどうか、重要な点である。議決を必要とする場合は、条例を根拠に議決事件とするか、任意に議案提出するか、いずれかの方法が想定できる。
- ・ 現総合計画（みんなのまちの計画）は、まちの計画として策定し、それを総合計画に位置づけた、という経緯があるが、踏襲はしないという考え方でいいのか？
⇒踏襲せずに、行政計画を策定することを想定している。
- ・ 新市建設計画の基本構想を、構想と位置づけるとのことであるが、現総合計画は、新市建設計画の基本構想を踏まえて、ほぼ同一としていること、また計画期間を定めていないことなどを考えると、現総合計画の基本構想のほうが、良いのではないのか？
- ・ 市長の任期に合わせて、計画を策定することとなると、市長の個人的色合いが

強まることが考えられる。行政の継続性という観点から考えると、一定の継続的な計画が必要である。また、個別計画を策定する際にも、一定の継続的な計画を踏まえて策定することが求められる。

- ・ 市長政策は、重点的に行う事業を、より具体的に示すものであると理解すると、市長の目指す政策を基本計画に位置づけると、重点的な部分が中心となり、計画策定が行われることが考えられる。
- ・ 今までの総合計画は、基本構想10年、基本計画5年とするケースが多く、市長の4年という任期と合わず、苦慮する面が多かったことは確かである。
- ・ 従来総合計画においては、一部においては不要論などもあるが、なぜ、総合計画を予算要求など、行政内部のシステムにうまく活用させられてこなかったのか、という検証が必要である。
- ・ 市長の任期に合わせた計画を策定する狙いは、よく理解できる。また、市長の任期に合わせるのであれば、平成25年度当初から、1年間の計画を膨大な作業を行い、策定することが、適切でないことも理解できる。
- ・ 市長の任期に合わせることで、計画策定に一定の時間を要することとなるが、計画策定期間は、どのように行政活動を行うのか、という課題が生じる。首長の任期に合わせない従来のスタイルの計画も必要である。
⇒各種個別計画を体系立てて、整理することにより、基本計画に近い内容になると考えている。
- ・ 現総合計画（みんなのまちの計画）のスタイルをバージョンアップすることも、面白いと思う。
⇒本当の意味で、理想型だと思う。ただ、まちが目指す計画というスタンスで策定したものの、現実、それぞれの団体が実行する上で、課題が生じてきている。また、行政においても、計画に基づき、事業展開を進行管理することが難しいことも、感じている。数値指標を取り入れた点は、今後も活かしていきたいと考えており、計画とは別に、現状を把握するためのツールとして利用することのほうが、有効ではないかとも考えている。